

令和5年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時	令和5年7月3日(月)	開会	午前10時
		閉会	午後0時17分
場所	第6委員会室		
出席委員	高橋稔裕委員長 安藤友貴副委員長 長峰秀和委員、宇田川幸夫委員、飯塚俊彦委員、荒木裕介委員、 小川真一郎委員、小島信昭委員、木村勇夫委員、石川忠義委員、 江原くみ子委員		
欠席委員	なし		
説明者	[環境部関係] 細野正環境部長、佐藤卓史環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、 鶴見恒環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、 桑折恭平エネルギー環境課長、石曾根祥子大気環境課長、 堀口郁子水環境課長、堀口浩二産業廃棄物指導課長、 尾崎範子資源循環推進課長、星友治みどり自然課長 [農林部関係] 横塚正一農林部長、片桐徹也農林部副部長、竹詰一農林部副部長、 中村真也農業政策課長、中村寛農業ビジネス支援課長、 小川和泰農産物安全課長、渡辺志保畜産安全課長、高橋正浩農業支援課長、 今西典子生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、 中崎善匡全国植樹祭推進課長、吉田有紀彦農村整備課長		

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし

所管事務調査

不法残土等の対策について

報告事項

- 1 環境部関係
指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
- 2 農林部関係
(1) 指定管理者に係る令和4年度事業報告書及び令和5年度事業計画書について
(2) 令和5年度における指定管理者の選定について

【所管事務に関する質問】

宇田川委員

- 1 令和3年度に実施した、盛土による災害防止のための総点検の結果では、470か所の盛土のうち70か所について措置が必要とされたが、最新の状況はどうか。
- 2 本定例会における柿沼議員の一般質問に対し、環境部長から「初期対応が極めて重要である」との答弁があった。市町村職員に県職員の併任発令をして監視指導を行っているとのことだが、その実効性は現場でどのように発揮されているのか。
- 3 休日、夜間も民間警備会社に委託しパトロールをしているとのことだが、不審車両や不法行為を発見した場合、警察との連携によりその場で取り締まることはできるのか。

産業廃棄物指導課長

- 1 措置が必要とされた70か所のうち、土砂条例に関するものは、県条例で7か所、市町村条例で42か所の合計49か所であった。これには許可手続など事務上の不備等も含まれているが、このうち、構造上の問題となる災害防止措置が未整備であったものは、県条例の対象では4か所、市町村条例の対象では39か所であった。その後、災害防止対策が進み、令和5年5月に実施した最新の調査では、災害防止措置が未着手のものは、県条例の対象が3か所、市町村条例の対象が26か所に減少している。県条例の3か所の事案は、いずれも周辺に民家がなく、堆積した盛土の高さに相当する長さの保安距離が保たれているため、安全は担保されていると考えている。また、市町村条例の26か所についても、差し迫った危険性はないと聞いている。これから台風など風水害が起こりやすい季節となるので、降雨状況を注視しながら、日常的なパトロールにより安全を担保していきたい。
- 2 かつては県から市町村に協力を要請し、その都度、緊急の現場確認等を実施していたが、併任制度導入後、新たに県職員としての身分が備わったことで、環境管理事務所長の指揮監督下で職務権限が加わり、実効性が強化されたと考えている。令和5年6月現在、政令市・中核市を除く59市町村358人の市町村職員に、県職員の身分を併せ持つ併任発令を行っている。不適正な現場への併任職員の出勤実績は、産業廃棄物などへの対応も含め、令和2年度814回、令和3年度729回、令和4年度676回であり、数多くの現場対応を講じている。環境管理事務所が通報を受けてから出勤し現場対応する場合、遠方の現場などでは移動時間がかかってしまう。併任制度は、併任職員を中心とした地元市町村の協力により迅速な現地確認を可能とし、適切な初期対応につながっている。
- 3 ダンプ等を使った多量の不法投棄行為を発見した場合などの緊急事態については、110番通報の目安を設定し、直ちに警察官の出勤を要請し、警察官到着後はその指示に従うとともに、県の当番携帯電話に連絡する仕組みとなっている。110番通報するような状況下での現場の取り締まりについては、警備会社による取締りは難しく、現場の警察官の判断で適切に行われる。こうした事態では、私たち行政も現場に駆け付け対応する。

農業政策課長

- 1 措置が必要とされた70か所のうち、農地法に係るものは1件、森林法に係るものは7件の計8件だが、最新の状況は、農地法に係るものは1件、森林法に係るものは2件に減少し、計3件となっている。農地法に係る1件については、災害防止措置が講

じられていることを確認するとともに、森林法に係る7件のうち5件については、その後の現地調査により盛土の高さが極めて低いことから危険性が低いことを確認している。残りの2件については、土砂条例や廃棄物処理法など関係する法令に基づいた対応をしている。

- 2 農地改良の面積に応じて、1,000平方メートル未満は市町村農業委員会への届出、それ以上の規模は県の許可と、役割分担が明確化されている。それぞれの担当部局が指導を行い、悪質な事案は警察とも情報共有しながら現場対応を行っている。
- 3 警察との連携については、悪質な事案については情報共有を行い対応している。最近発生した事例では、不法な盛土が行われる現場があるという初期情報をつかんだ段階で、Web会議ツールを活用して現地の状況や関係者の集合、地権者との連絡状況について情報共有を行い、関係者が現地に集まり、地権者からアプローチを行ったり、警察との情報共有を図ったりして実効性を確保している。

宇田川委員

- 1 総点検後、不法盛土を事前に防ぐことができた件数はどれくらいか。
- 2 不適正な現場への併任職員の出勤実績は814回、729回、676回とのことだが、どれくらい指導して止めることができたのかが重要だと考える。実効性はどれくらいあったのか。
- 3 現場で警察と連携し、取締りができた事例はあるのか。

産業廃棄物指導課長

- 1 市町村などからの通報により県が出動し中止させた件数は5件である。いずれも、災害防止措置が取られていない三つの山の一つに関わった行為者グループの事案で、工事着手の動きを入手した際は、速やかに地元市町村の協力の下、土地の所有者の情報を洗い出して、賃貸借契約や必要な法令手続の状況を確認している。悪質な事業者は、土地所有者に対して、「資材や重機の置き場として使用する」などと虚偽の契約を結び、また、所有者に無断で大量の土砂を短期間に搬入している。土砂条例では3,000平方メートル以上が対象であり、ダンプ1台分入れただけでは対象とならないため、悪質な手口を土地所有者に説明し、土地所有者が自ら搬入防止策等を急ぎ講じるよう協力を求めている。地元警察や農地の場合は農業委員会と連携して、堆積量が県の土砂条例の対象以下であっても、他法令違反等を根拠に関係機関と一体となって、盛土を未然に防いでいる。
- 2 単純に県職員の身分を併せ持つ併任発令を行うだけでは、期待する十分な効果は上がらないことは認識している。職員が現場に行って防止した事例を数えてはいないので、件数は明確に分からない。知識や経験のない職員が、悪い意味で行政慣れした悪質事業者を相手にき然とした態度で指導することが簡単ではないと認識している。そこで、今年4月、市町村職員を対象に緊急会議を開催し、違法な盛土行為を繰り返す事業者の情報、悪質な手口や対応方法などについて情報共有を図った。違法な盛土の防止は、現場に近い市町村職員と一体となった迅速な初期対応が重要である。今後も、こうした会議や研修を実施することで実行力を高めていきたい。
- 3 現行犯逮捕するかは警察の判断である。行政としては、事業者に対して粘り強く指導を続けるとともに、悪質な違法行為については、告発も視野に入れ対応していく。現場で我々がいる中で逮捕した事例はない。

農業政策課長

- 1 パトロールによる抑止力の効果もあるため、正確に何件防げたかは分からない。
- 2 件数は明確に分からないが、市町村農業委員会や県関係部局を対象に2か月に1回、定期的に会議を行い情報共有するほか、テーマごとに能力向上を目的に研修を行い、執行体制の強化を図っている。
- 3 警察の判断があるので行政部局だけで判断できないが、警察権の執行だけでなく、盛土ができる前や盛土が始まった時の初動が重要と考えている。警察を含めて関係者が現地に集まり指導を行った結果、防ぐことができた事例もある。

宇田川委員

不法盛土に対し5件、さいたま市を含めると7件については事前に防止できたとのことだが、併任発令された職員の出勤により対応できたかどうか把握する必要があると考える。事前に防止できなかったことについて、職務権限に足りない部分があるのか、工夫すれば事前に防ぐことができるのではないかと、また、現場で警察との連携が難しく取締りができなくても、解決する術があるのではないかなど、どう考えるのか。

産業廃棄物指導課長

事前に防止した5件は、現場では本県だけが動いているわけではない。警察も動いており、市町村の大きな役割は、土地所有者の情報をいち早く集めていただくことと、土地所有者にこれから何が行われるか説明することであり、そのような点で併任職員が大きく活躍している。所有者にもしっかりと説明して対応していただく。

宇田川委員

所有者に対応してもらうことは適切なものか。不法残土に対処できていないケースがあることは我々も調査で確認している。条例上対応が難しくても、併任発令による出勤、指導ができるのに、現場で何も対応できない状況があるならば、今後の対応を考える必要があると考えるがどうか。

産業廃棄物指導課長

市町村土砂条例では500平方メートル、県土砂条例では3,000平方メートル以上土砂を堆積する場合に許可が必要であり、ダンプ1台分の土砂の堆積では違法にならない。しかし、悪質業者がダンプ1台分の堆積で終わらないことは痛いほど経験してきている。情報が入った際には、市町村併任職員や農業委員会、警察と連携して、土砂の山を作らせない、止める対応をしている。様々なケースがあるので、成功事例や成功ではない事例というように数字は出せないが、併任職員の毎回の対応について報告を受けているので、今後は不法盛土の防止につながったかどうかの検証をする。

小島委員

県土砂条例では3,000平方メートル未満であれば規制対象外であるとのことだが、農地への土砂投入であれば直ちに農地法違反ではないのか。

農業政策課長

事前に届出や許可申請が行われていない場合は手続き違反となる。

小島委員

- 1 不法残土がダンプ1台分で済むことはなく、多くの現場では道路上で待っていて次から次へと来ることが分かっている。その1台目の時点、あるいは農業委員会が農地法違反であると確認できた段階で、直ちにその他の部局と連絡、連携をして止めさせるべきではないのか。
- 2 さいたま市の事例ではあるが、業者が深夜に土砂を運び込んだため、地主やさいたま市の農業委員会等の立ち会いの下で止めた。しかし、業者への対応は地主任せで、被害者に丁寧な対応ができていない状況がある。また、土砂条例で面積要件が満たされなくても、高さが2メートルを超えた時点で違反となると思うが、その時点で止めるべきではないのか。

農業政策課長

- 1 農地改良目的の盛土については1,000平方メートル以下であれば届出、それ以上であれば農地法の事前許可が必要である。最初は小さい規模から始まっても、徐々に規模が大きくなれば事前の許可が必要になるので、その場での指導を行っている。

産業廃棄物指導課長

- 2 3月に蓮田市で、5月には宮代町で同様の事例があった。この際には地元農業委員会や市町村と連携し、バリケードを張る、土地所有者が適切ではない契約をしていた場合には契約を解除する、という対応を講じているが、基本的には農業委員会で対応しているというのが現状である。また、面積にかかわらず、高さが高い盛土については、他法令も確認し、県民の安全を守るよう対応する。

小島委員

関係機関の押し付け合いで被害者である土地所有者に目が向いておらず、救済されない状況がある。今後、縦割りをなくし、各部局及び関係機関が更なる連携を図らなければ被害を防ぐことはできないと考えるが、どのような意気込みで対応していくのか。

環境部長

セクショナリズムを廃止し、ワンチームで取り組むことを肝に銘じて、真の連携を図れるようしっかりと取り組んでいく。

農林部長

不法盛土を防止するには関係機関が連携を密にして取り組んでいく必要がある。さいたま市は権限移譲されているが、県とさいたま市で情報交換し、適切な対応について連携しながら、今後、不法盛土が発生しないようしっかりと取り組んでいく。